

第 7 3 号議案

足立区緊急待機児童対策基金条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 9 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区緊急待機児童対策基金条例

(設置)

第 1 条 待機児童解消に要する保育施設及び学童保育室の整備に係る資金に充てるため、足立区緊急待機児童対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て等)

第 2 条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

2 前条に規定する目的のために区になされた寄付金は、基金に組み入れることができる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を緊急待機児童対策資金として処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上して、一般会計に繰り入れるものとする。

(提案理由)

足立区緊急待機児童対策基金を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。